

Newsletter



Institute for International Monetary Affairs
公益財団法人 国際通貨研究所

インド銀行セクターの動向

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 研究員
秋山 文子
akiyama@iima.or.jp

<要旨>

インド銀行セクターは目下、先送りされていた不良債権処理が進行中であることから、特に公営銀行において財務状態の悪化と大企業向け貸出の低迷が顕著である。しかし、銀行セクターの規模は未だ小さいため、銀行の健全性は公的資金注入によって維持可能とみられる。不良債権問題の解決による資金配分の効率改善は、同国経済の成長加速に寄与しよう。

一方、銀行セクター改革の速度は鈍い。銀行セクターの体質強化と持続的発展には、銀行の与信判断・信用リスクの管理能力の向上に加えて、銀行合併、民営化、外資規制の緩和など経営効率化を促進する諸改革が必要であるが、これらはごく僅かな範囲でしか進んでいない。政府と銀行が危機意識を持って改革に挑むようになるには、銀行セクターの相応の規模への成長を待たねばならないであろう。

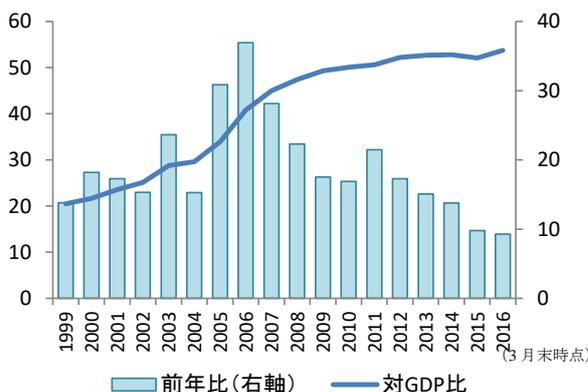
<本文>

1. 規模

インドの銀行与信の拡大ペースは 2000 年代後半に一時加速したが、その後は企業の業績悪化に伴う資金需要の減退や、不良債権増加に伴う銀行の貸出姿勢の慎重化の影響で鈍化した（図表 1）。このため、銀行与信の規模は近年、GDP の 5 割余りに止まって

いる。同7割¹の株式市場、同5割の債券市場（うち国債市場：3割、私募債取引が大半の社債市場：2割）と合計した同国の金融部門の規模は、GDPの2倍弱である（図表2）。インドの資金循環構造については、別添1をご参照頂きたい。

図表1 銀行与信 GDP比率と前年比伸び率（%）

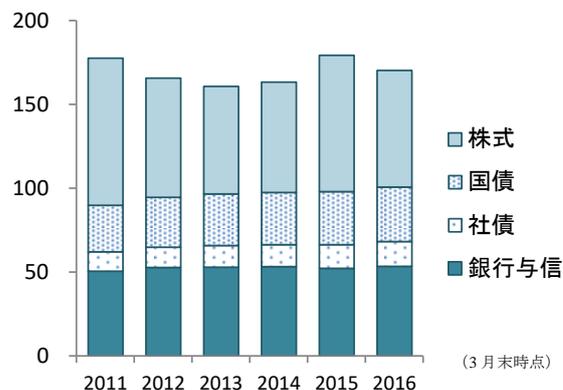


（出所）インド準備銀行（RBI）

注1：伸び率データは2011年以前と分断がある。

注2：2016年の対GDP比率はIIMA推計

図表2 金融部門 GDP比率（%）



（出所）IMF、RBI、インド証券取引委員会（SEBI）データを基に算出。

2. 上位行

図表3は、商業銀行全91行のうち、2016年3月末時点で総資産が上位20行の一覧である。これら銀行の総資産合計は商業銀行全体の総資産の8割近くを占める。銀行種類別の内訳は、公営銀行17行と民間銀行3行（「三大民間銀行」：ICICI Bank、HDFC Bank、AXIS Bank）である。公営銀行は財務体質が相対的に脆弱で、2016年3月時点の自己資本比率（①とする）と不良債権比率（②とする）は3大民間銀行において①15-16%台、②1-5%台であるのに対して、公営銀行17行では①9-13%台、②5-17%台である。主因は公営銀行の与信審査手続きと信用リスク管理の甘さとされる。ただし、公営銀行には公的資本注入の継続的な実施が見込まれているため、大手格付機関による主要行の格付は民間・公営の別に関わらず、インド長期ソブリン債（ムーディーズ・インベスターズ・サービス：Baa3、スタンダード・アンド・プアーズ：BBB-、フィッチ・レーティングス：BBB-）と同じか、これより低い場合も1-2ノッチ差に止まる。

¹ ボンベイ証券取引所（BSE）のルピー建て時価総額に基づく。ナショナル証券取引所（NSE）など他の取引所における非重複分と合わせると、同国の株式市場の規模はさらに大きいと推測される。

図表3 商業銀行 総資産シェア上位20行 (2016年3月末時点、比率は%)

順位	銀行種別	銀行名	総資産 シェア	自己資 本比率	不良債 権比率	設立 年	特徴
1	公営銀行 (SBIグループ)	State Bank of India	17.0	13.12	6.50	1955	前身のImperial Bank of India (1921年設立) がBank of Bengal (1806年設立) など3行の合併によって誕生した経緯から、資産規模に加えて拠点数 (1.7万以上) も国内最大である。2008年と2010年にそれぞれグループ銀行1行と合併したが、2017年3月末までに残りのグループ5行とも合併する方針である。
2	公営銀行	Bank of Baroda	5.9	13.63	9.99	1908	旧バローダ藩王国 (現グジャラート州ヴァドーダラ) の藩王が設立した。
3	民間銀行	ICICI Bank	5.4	16.60	5.21	1994	開発金融機関ICICI (1955年、世銀やインド政府主導で設立) を母体に設立され、2001年にICICIおよび同社のリテール子会社と合併した。他にも2000年、2007年、2010年に民間銀行と合併した。
4	公営銀行	Bank of India	5.1	12.01	13.07	1906	海外預金・貸出が全体の約2割と比較的高い。現在、財務状況が特に悪い銀行の一つで、S&Pによる格付はBB+。
5	公営銀行	Punjab National Bank	5.0	11.28	12.90	1894	公営銀行New Bank of Indiaとの1993年の合併を含めて過去に7つの銀行と合併した経歴から、拠点数は約7千とSBIに次いで2番目に多い。
6	民間銀行	HDFC Bank	4.9	15.5	0.94	1994	住宅金融会社のHousing Development Finance Corporation Limited (HDFC) によって設立された。相対的に、財務バランスシートの健全性が高く、IT活用の面でも先進的である。2008年、業績良好の民間銀行Centurion Bank of Punjabを吸収した。
7	公営銀行	Canara Bank	4.6	11.08	9.40	1906	著名慈善家によって設立された経緯から、マイクロファイナンス、農業金融などの金融包摂の事業に積極的である。拠点数は約6千と3番目に多い。
8	民間銀行	AXIS Bank	3.8	15.29	1.67	1994	インド信託公社 (UTI) と複数の政府系保険会社によって設立された。
9	公営銀行	Union Bank of India	3.2	10.56	8.70	1919	IT活用の面で先進的である。海外進出の開始は2007年と遅いが、既に海外7カ国に全8拠点を有する。2014年に同行とIDBI Bankを合併させる政府案が報じられたが、実現には至らなかった。
10	公営銀行	IDBI Bank Limited	3.0	11.67	10.98	1964	開発金融機関Industrial Development Bank of Indiaとして設立され、2004年に商業銀行に転換した。拠点数は約2千と、資産規模対比で少ない。当局は同行に対する株式保有比率を50%未満まで引き下げることを検討している (2016年6月末時点の保有比率は74%)。S&Pによる格付はBB+。
11	公営銀行	Central Bank of India	2.6	10.41	11.95	1911	Moody'sによる格付はBa1。2009-2014年度に注入された公的資本の額はSBIに次いで大きかった。
12	公営銀行	Syndicate Bank	2.5	11.68	6.70	1925	地元の手織り業界の資金調達を目的として設立された経緯から、金融包摂事業に積極的である。S&Pによる格付はBB+。
13	公営銀行	Indian Overseas Bank	2.4	9.66	17.40	1937	現在、財務状況が特に悪い銀行の一つ。Moody'sによる格付はBa1、S&Pによる格付はソブリン債から2ノッチ低いBB。
14	公営銀行	UCO Bank	2.0	9.63	15.43	1943	設立時の名称はUnited Commercial Bank。現在、財務状況が特に悪い銀行の一つ。
15	公営銀行	Oriental Bank of Commerce	1.9	11.75	9.57	1943	

16	公営銀行	Allahabad Bank	1.9	11.02	9.76	1865	Allahabad在住の欧州出身者が設立。
17	公営銀行	Corporation Bank	1.9	10.56	9.98	1906	設立時の名称はCanara Banking Corporation (Udipi)。
18	公営銀行	Indian Bank	1.6	13.67	6.66	1907	
19	公営銀行	Andhra Bank	1.5	10.63 **	5.31 **	1923	**2015年3月時点
20	公営銀行 (SBIグループ)	State Bank of Hyderabad	1.3	11.62	5.75	1941	Hyderabad State Bankとして設立され、1959年にSBIの子会社となった。上述の通り、2017年3月末までにSBIと合併予定である。
1 - 20位 小計			77.5	—	—	<備考>21位 - 91位の内訳：公営銀行6行、公営銀行 (SBIグループ) 4行、民間銀行17行、外国銀行44行	

(出所) RBI、各行 HP、各種報道

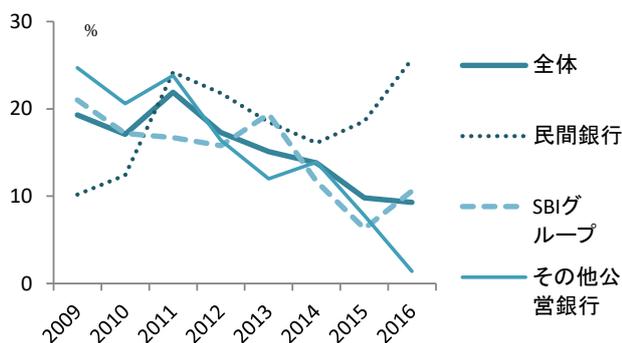
3. 与信状況

与信（非食料向け、以下同）の伸び率は前述の通り低迷しており、2016年3月時点²で前年比+9.3%に止まった（図表4）。銀行種類別にみると、与信の2割余りを占める民間銀行は+25.7%であったが、与信の7割を占める公営銀行のうち、State Bank of India (SBI) グループは+10.6%、その他の公営銀行は+1.4%と全体を大きく押し下げた（図表5）。二極化の要因は、民間銀行の与信においては需要が底堅いリテール向けが大きな比率を占めるが、公営銀行では業績悪化で需要が後退している企業向けが与信の大半を占めること、また、銀行のバランスシート悪化で与信の供給も制限されているためである。公営銀行はリテール向け与信比率の引き上げを目指しているが、総資産で上位10行の当該比率をみると、3大民間銀行では4-5割に上るが、IDBI Bankを除く公営銀行で6行では1-2割に止まる（図表6）。

産業別にみると、与信の4割を占める鉱工業向けの寄与度が低下しており、2016年3月時点は+1.2%（図表7）であった。鉱工業向け与信の内訳をみると、政府がインフラ整備推進を掲げている影響から、電力インフラを中心とするインフラ事業向け（与信全体に占めるシェア：15%）、および鉄鋼を中心とするベースメタル・メタル製品向け（同6%）は依然として伸びが続いたが、その他の鉱工業向けの合計の伸び率はゼロになった。

² RBIの統計は月末基準と月中基準が混在する。後者の日付は非統一であるため省略する。

図表4 銀行種類別 貸出の伸び（前年比）



(出所) RBI

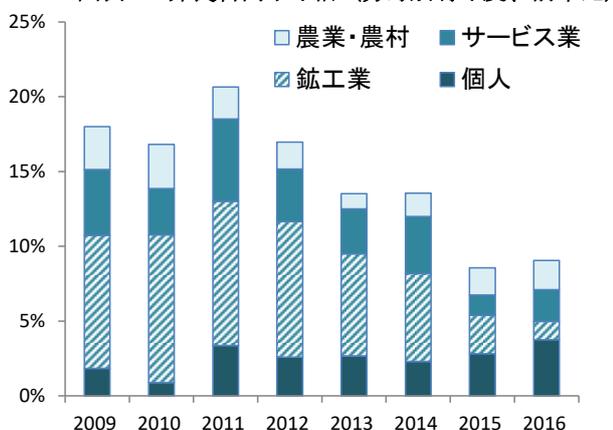
図表5 リテール向け与信の比率（総資産上位10行）

順位	銀行名	比率 (%)
1	State Bank of India	*19%
2	Bank of Baroda	13%
3	ICICI Bank	47%
4	Bank of India	11%
5	Punjab National Bank	13%
6	HDFC Bank	53%
7	Canara Bank	16%
8	AXIS Bank	41%
9	Union Bank of India	13%
10	IDBI Bank Limited	36%

*SBIのみ2015年6月末時点、その他の銀行は2016年3月末時点。

(出所) 各行HP

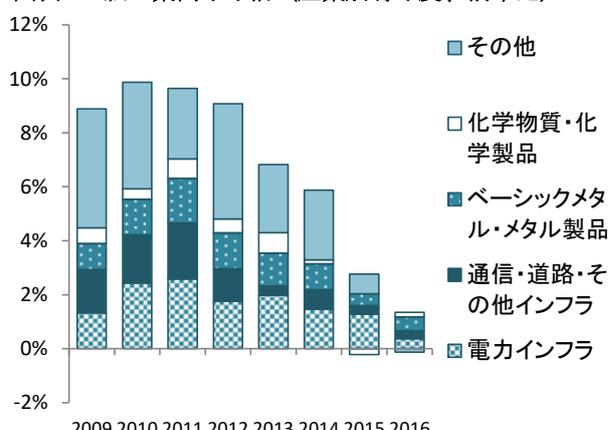
図表6 非食料向け与信（分野別寄与度、前年比）



(出所) RBI

(3月時点)

図表7 鉱工業向け与信（産業別寄与度、前年比）



(出所) RBI

(3月時点)

4. 不良債権

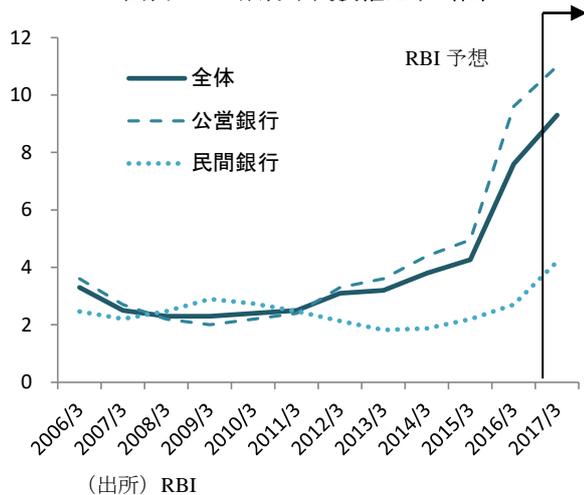
インド準備銀行（RBI）は銀行バランスシートの早期立て直しを掲げて、2015年度に資産査定を実施した。その結果、不良債権比率は2016年3月時点で7.6%（公営銀行：9.6%、民間銀行：2.7%）と、2015年3月時点の4.6%から一段と上昇した（図表8）。

一方、2009年1月初めから2015年3月末まで実施された貸出条件緩和措置のガイドライン緩和（図表9）で生じた、貸出条件緩和後も正常債権に分類されたままの債権（以下、「リストラ債権」）が与信に占める比率は、RBIの分析によるとリストラ債権から不良債権に再分類される債権が増加したため、この間に6.4%から3.9%に低下した。リストラ債権と不良債権を併せた、広義の不良債権の比率には増加頭打ちの兆しがみられる。

しかし、RBIが不良債権処理による資源配分の効率化を目指して、銀行に対して2017年3月までにバランスシートをクリーンな、且つ必要な貸倒引当金が計上された状態にするよう呼びかけているため、不良債権比率の上昇はしばらく続く見込みである。RBI

は金融安定報告書 2016 年 6 月版において、最も厳しいシナリオの下では 2017 年 3 月時点で不良債権比率が 9.3%（公営銀行：11.0%、民間銀行 4.2%）まで上昇するとの予想を示した。産業別では鉄鋼³：33.6%、エンジニアリング：15.9%、インフラ：13.4%と、政府のインフラ整備推進の方針を受けて過度に積極的な融資が行われていたセクターについて、特に高い不良債権比率が予想されている。

図表 8 銀行不良債権比率 (%)



図表 9 RBI による貸出条件緩和制度の対応

2009/1	世界金融危機を受けて、貸出債権の返済条件緩和措置のガイドラインが緩和され、一定の条件を満たせば、返済条件緩和後も債権分類が格下げされないことを決定（以下、当該措置）。
2011/5	返済条件が緩和された正常債権（以下、リストラ債権）の引当率を0.25%-1%から2%に引き上げ。
2012/1	リストラ債権の増加を受けて、当該措置の見直しに向けたワーキンググループを設置。
2012/11	リストラ債権の引当率を2%から2.75%に引き上げ。
2013/5	新規リストラ債権の引当率の5%への引き上げ、および既存リストラ債権の段階的な引き上げを決定（2014年3月末：3.5%、2015年3月末：4.25%、2016年3月末：5.00%）。
	当該措置について、一定期間内に運転開始日の変更が行われたプロジェクトローンを除いて、2015年3月末の終了を決定。
2015/4	当該措置廃止。

(出所) RBI

5. 公的資本注入

最悪期にある不良債権問題だが、同国の経済が民間消費に牽引されて底堅い成長を続けていることに加えて銀行セクターの規模が未だ小さいため、公営銀行に対する公的資本注入によって克服可能とみられている。

不良債権処理に伴う自己資本減少や 2018 年度末を期限とするバーゼルⅢの導入に対応するため、政府は公営銀行に対して、2009 - 2014 年度の合計 6,782 億ルピー（銀行別内訳：別添 2 参照）に続いて 2015 - 2018 年度にかけても、1.8 兆ルピーの資本増強が必要との試算に基づいて、市場調達対象の 1.1 兆ルピーを除いた 0.7 兆ルピーを段階的に注入している。0.7 兆ルピーという額が 2018 年度 GDP の 0.4%⁴に過ぎない点に鑑みると、増額のハードルは低いであろう。このほか、2016 年 3 月公表の IMF インド 4 条報告でも、2015 - 2018 年度にかけて公営銀行に必要な資本増強額の推計は、厳しいストレス下においても累計で 2018 年度 GDP の 3%前後と、当局にとってまずは「対処可

³ 鉄鋼向け与信は鉄鋼価格の大幅下落の影響を強く受けており、不良債権比率は2016年3月時点でも 30.4%に上る。

⁴ IMF の 2016 年 4 月見通しの GDP 予想値（2018 年度：192 兆ルピー）に基づく。

能 (manageable)」な規模との試算結果が示された。

6. 銀行再編問題

公営銀行と弱小民間銀行の間、および民間銀行間では合併が行われているが、公営銀行間では 2008 年と 2010 年に行われた SBI グループ内の合併を除けば、1993 年の Punjab National Bank と New Bank of India の合併以来、実施されていない。2016 年 2 月に政府は公営銀行を再編させる意向を表明したが、目下は State Bank of India (SBI) とグループ 5 行、および Bharatiya Mahila Bank (2013 年設立の公営銀行、総資産 70 位) の合併作業が 2016 年度内の完了を目指して進められているだけである。

合併による大型化や経営効率化が銀行の競争力を向上させるとの見方から、公営銀行の本格的な再編を促す声はかねてから存在する。しかし、そのためには、まず公営銀行の財務バランスシートが改善される必要がある。さらに、労働組合側の激しい反発が予想されるため、合併による相乗効果が明確に提示される必要がある。2016 年、Bank Board Bureau (銀行理事会、BBB)⁵の議長で元・会計監査局長の Vinod Rai 氏が公営銀行を 6 行以下に減らすべきとの大胆な再編案を挙げたほか、経営状況が悪い一部の中堅公営銀行と大手公営銀行の合併の噂なども報じられているが、実現には相当な時間を要すると考えられる。

7. 民営化問題

RBI は 2014 年 5 月の報告書にて、公営銀行のガバナンス改善の方法の一つとして公営銀行の株式に対する政府保有比率を 50%未満に引き下げる提案をした。しかし、政府は公営銀行に対する株式保有比率を 51%まで引き下げる意向は示したが、50%未満への引き下げについては、2015 年 2 月に元・開発金融機関である IDBI Bank についてその可能性があることを明らかにしたに止まる。IDBI Bank の民営化に対する銀行労働組合の反発や、同行の民営化に向けた具体的な手続きが現時点で未だ明らかにされていないという進捗の緩慢さに鑑みると、公営銀行の民営化が向こう数年内に進展する可能性は低いと予想される。

⁵ 公営銀行の幹部選出および戦略・資本調達案の策定支援を行う機関で、公営銀行のガバナンスを改善するための取組みの第 1 段階として設立された。議長のほか、財務省、RBI、公営企業庁の幹部や元大手銀行の元幹部らで構成される。2016 年 4 月に初回会合を開催した。第 2 段階で、BBB の機能は新たに設立される公営銀行の投資持株会社 Bank Investment Company (BIC) に継承され、最後の第 3 段階で BIC は一部機能を公営銀行の取締役会に移す計画である。

8. 外資規制

①出資規制

外資出資比率の上限は公営銀行：20%、民間銀行：74%である⁶（図表 10）。しかし、当該比率は一部銀行を除いて上限を大きく下回っており、2015年3月時点で公営銀行：平均7%、民間銀行：平均40%に止まる（3大民間銀行はICICI Bank：70.4%、HDFC Bank：73.4%、Axis Bank：50.6%）。外国銀行が民間銀行への出資によって同国に参入することは認められているが、これまでのところ外国銀行は専ら支店形態で参入している。

外資出資比率が高まらない原因の一つは、株主の議決権比率の低さといわれる。2012年12月に議会承認された銀行法改正案には、公営銀行について1%から10%に、民間銀行について10%から26%に引き上げることが盛り込まれた。しかし、民間銀行の株主の議決権比率の引き上げ案は依然として保留されているおり、現在、銀行株主の議決権比率の上限は一律10%である⁷。

図表 10 出資規制（2016年6月7日時点）

	上限	承認ルート	備考
公営銀行	20%	政府承認	個々の海外機関投資家（FII）、海外証券投資家（FPI）の保有率上限：10%。1%超に相当するすべての取得はRBIに報告要。
民間銀行	74%	49%までは自動承認、49%超74%以下は政府承認。	保有率上限は、個々のFII、FPI：10%、個々の非居住インド人（NRI）：5%。FIIとFPIの合計：24%、NRIの合計：10%。ただし、取締役会および株主総会の特別決議によってFIIとFPIの保有率合計は74%まで、NRIの保有率合計は24%まで引き上げ可能である。

（出所）インド政府

②参入規制

外国銀行の総資産シェアは2016年3月末時点で6%に止まる。法人顧客に限られることに加えて、RBIの厳しい出店制限⁸でリテール業務の拡大も難しいためである。

RBIは2013年11月に政策文書「インドにおける外国銀行によるWOS設立の枠組み」（図表 11）にて、WOS（wholly owned subsidiary、100%出資の現地法人）⁹形態で営業している外国銀行であれば、支店開設を地場銀行と同様に行えるとした。これはRBIが、支店形態に比べてWOS形態での営業の方が金融システムの安定に効果的との考えから進めている、外国銀行のWOS化策の一環である。他に、優先分野貸出規制の2015

⁶ 2015年後半、政府が資本増強策として、当該比率の上限を公営銀行：49%、民間銀行：100%に引き上げること検討中との報道があったが、その後は途絶えている。

⁷ 現行の議決権比率水準について2016年6月7日付のConsolidated FDI Policy Circular of 2016には「このことは潜在的投資家に認知されるべきである。上限に関するあらゆる変更は、最終的な政策決定と適切な国会承認を経た場合にのみ、もたらされる」と記されている。

⁸ RBIは外国銀行による店舗開設を年間12に抑えるというWTOとのコミットメントを原則遵守している。

⁹ RBIは2004年にWOS設立を許可し、その後、既存の外国銀行支店のWOSへの転換も認めた。

年7月改正では、店舗数20未満の外国銀行¹⁰の優先分野貸出比率の目標値をそれまでの32%から、地場銀行、WOS、および店舗数20以上の外国銀行と同じ40%まで段階的に引き上げることになった（図表12）。

しかし、優先分野貸出規制を含めて、総合的な自由度は支店形態の方が高いため、これまでにWOS形態への転向を申請した外国銀行は、店舗網拡大によるリテール業務の増強を目指しているシンガポールのDBS Bankなど少数である（現時点でWOS設立の許可が下りた銀行は報じられていない）。規模の大きな外国銀行の中にはリテール業務をWOS形態、法人業務を支店形態で運営することを望んでいる銀行があるという。外国銀行に関するルールの見直しは当面継続するとみられる。

図表11 RBI「WOS設立の枠組み」の要点

外国銀行にとっての利点： WOS形態の場合、地場銀行とほぼ同様の扱いとなるため、店舗数を大幅に増やすことが可能である。ただし出店数はRBIの規定に沿って地域間で均衡させねばならない。特に、リテールバンキングサービスが届いていない地域には、年間の新規出店数の25%以上を振り向けねばならない。
WOS形態のみが許される銀行： 新規参入の外国銀行および2010年8月以降に支店形態で進出した外国銀行の内、組織構造が複雑、分散所有されていない、金融監督が十分でない国が本拠地であるなど、不安定要素があると判断された銀行（2010年8月より前に進出した銀行は対象外）。2010年8月以降に進出した外国銀行で、年度末の資産シェアが商業銀行全体の0.25%に達した、「システム上重要」な銀行。
最低払込資本金： 50億ルピー（支店形態からの転向の場合、ネットの相当額）
親会社保証・信用格付： 資産管理サービスおよび国際業務に限定して利用可。
民間銀行との吸収・合併： 将来、外資比率規制（74%）の範囲内で認められる可能性がある。
ガバナンス： 取締役の1/3以上はインド在住のインド国民、50%以上はインド国民でなければならない。

（出所）RBI資料を基に筆者作成

図表12 優先分野貸出規制（2015年7月改正）

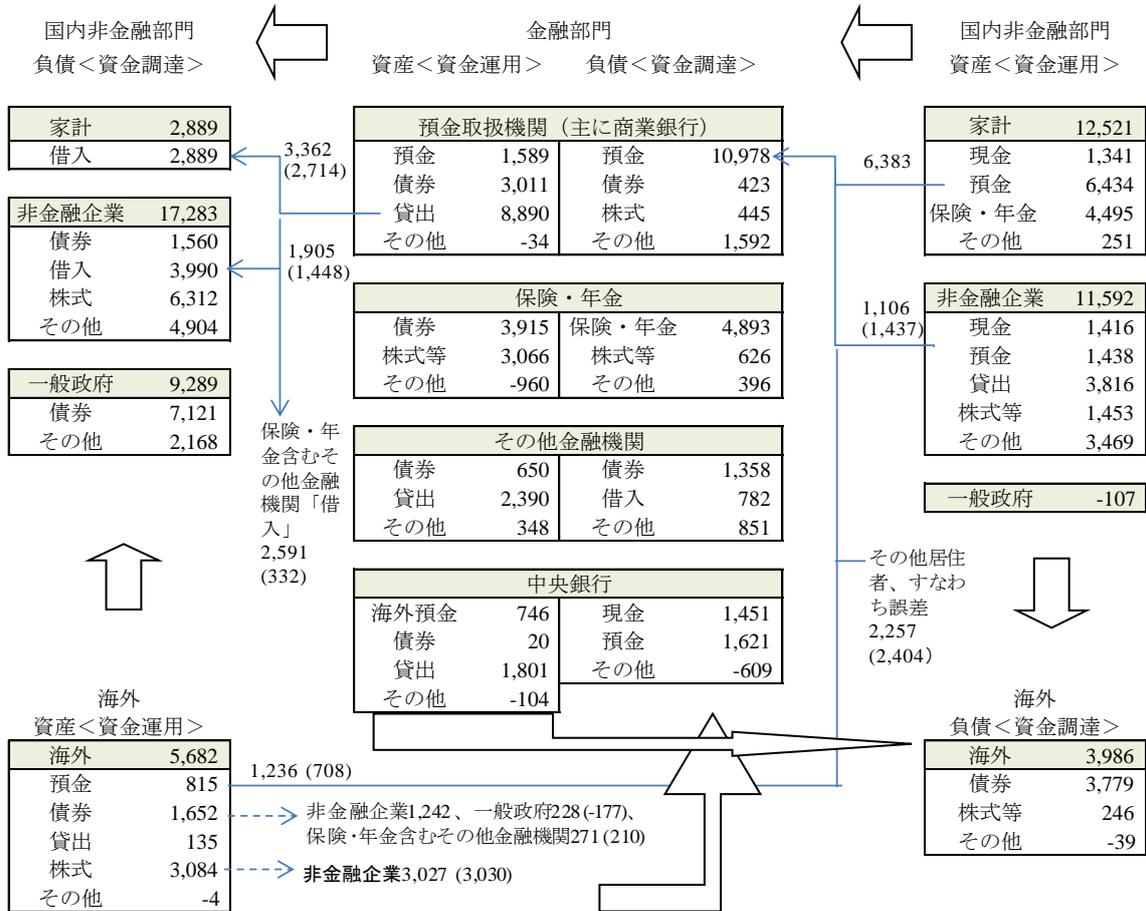
	支店数20未満の外国銀行	支店数20以上の外国銀行、およびWOS転向の外国銀行	WOS（地場銀行に準じる）
優先分野全体	2015年度まで32%であったが、以後毎年度2%引き上げ。2019年度以降は40%。	2013年度まで32%であったが、以後毎年度2%引き上げ。2017年度以降は40%。	40%
農業	目標値無し	18%（2018年度以降、小規模農家向け目標値も設定）	18%（うち、8%を小規模農家に振り向ける）
小・零細企業	同上	目標値無し（2018年度以降に設定）	7.5%
社会的弱小部門	同上	2012年度まで目標値無しであったが、以後毎年度2%引き上げ。2017年度以降は10%。	10%

（出所）RBI資料を基に筆者作成

（以上）

¹⁰ 2015年12月末時点で外国銀行46行のうち、43行が該当。同時点で店舗数20以上の銀行は1世紀以上前に進出した、英国のStandard Chartered Bank（102店）、香港のHSBC（50店 ※2016年5月に24店舗の閉鎖を発表）、米国のCitibank（45店）の3行のみである。

別添1 部門間の資金フロー (2014年度、単位: 10 億ルピー)



(出所) RBI データを基に筆者作成

注: 預金取扱機関および海外の運用・調達額データを優先し、相手側の調達・運用額が異なる場合はその値を括弧書きにした。

別添 2 公営銀行に実施された公的資金注入 (2009-2014 年度) 単位：億ルピー

	(年度)	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2009-2014 年度 合計
1	State Bank of India	0	0	790	300	200	297	1587
2	Central Bank of India	45	225	68	241	180	0	759
3	IDBI Bank	0	312	81	56	180	0	628
4	Bank of Baroda	0	246	0	85	55	126	512
5	Indian Overseas Bank	0	105	144	100	120	0	470
6	Punjab National Bank	0	18	66	125	50	87	346
7	UCO Bank	45	161	5	68	20	0	299
8	Bank of India	0	101	0	81	100	0	282
9	Bank of Maharashtra	0	94	47	41	80	0	262
10	Union Bank of India	0	79	0	111	50	0	241
11	Oriental Bank of Commerce	0	174	0	0	15	0	189
12	United Bank of India	30	56	0	10	70	0	166
13	Andhra Bank	0	117	0	0	20	12	149
14	Allahabad bank	0	67	0	0	40	32	139
15	Dena Bank	0	54	0	0	70	14	138
16	Vijaya Bank	0	107	0	0	25	0	132
17	Syndicate Bank	0	63	0	0	20	46	129
18	Canara Bank	0	0	0	0	50	57	107
19	Bhartiya Mahila Bank	0	0	0	0	100	0	100
20	Corporation Bank	0	31	0	20	45	0	96
21	Indian bank	0	0	0	0	0	28	28
22	Punjab & Sind Bank	0	0	0	14	10	0	24
23	State Bank of Bikaner & Jaipur	0	0	0	0	0	0	0
24	State Bank of Patiala	0	0	0	0	0	0	0
25	State Bank of Hyderabad	0	0	0	0	0	0	0
26	State Bank of Mysore	0	0	0	0	0	0	0
27	State Bank of Travancore	0	0	0	0	0	0	0
	合計	120	2012	1200	1252	1500	699	6782

(出所) インド財務省金融サービス局

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2016 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>